

議案第60号

取手市印鑑条例の一部を改正する条例について

取手市印鑑条例（平成3年条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

窓口における印鑑登録証明書の交付申請に際し、印鑑登録証の添付が不要な申請の方法として、個人番号カードを使用して統合端末に暗証番号を入力する方法を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市印鑑条例の一部を改正する条例

取手市印鑑条例（平成3年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者は、印鑑登録証明書交付申請書に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下この条及び第14条において同じ。)</u>を添えて、<u>統合端末(公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。)</u>に自ら<u>暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p>3 市長は、<u>前2項の申請があったときは、印鑑登録証(個人番号カードが添付された場合にあつては、個人番号カード)</u>及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(個人番号カードの暗証番号の設定)</p> <p>第14条 <u>第12条第2項又は第4項の規定による個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付申請に係る暗証番号の設定は、電子署名等に係る地方公共団体情報</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市長は、<u>前項の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(個人番号カードの暗証番号の設定)</p> <p>第14条 <u>第12条第3項の規定による個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付申請に係る暗証番号の設定は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機</u></p>

システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に定めるところによる。

構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に定めるところによる。

付 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。